

- 2 再度入札又は総合評価の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。
(契約の締結)
- 第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。
- 1 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。
 - 2 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合（以下「電子契約」という。）には支出負担行為担当者が電子契約 サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。
- 2 入札参加者又はその代理人は、落札者となった場合に希望する契約方法を、支出負担行為担当者が指定する様式により、別途指示する時期までに申し出を行ってください。
- 3 前項の申し出により、電子契約を希望した場合、電子契約に承諾したものとみなします。
(落札者と契約の締結を行わない場合)
- 第14条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。
- 2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。
(入札保証金等の帰属)
- 第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。
- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが**正当な理由なく**契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。
(契約保証金等)
- 第16条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 1 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
 - 2 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。
- 2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間（14日）以上のものでなければなりません。
- 3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。
- 4 **契約を締結しようとする者は、第1項の規定による履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券（以下「証券」という。）の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方又は当該工事履行保証委託契約の相手方が定め、支出負担行為担当者が認めた措置を講ずることができず、この場合において、契約を締結しようとする者は、当該証券を提出したものとみなします。**
- 5 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 6 契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。**ただし、契約保証金に代えて提供される担保については、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、支出負担行為担当者が認めた措置を講ずることができず、この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなします。**
- 7 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とします。
(入札保証金等の充当)
- 第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。
(談合情報に対する対応)
- 第18条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期及び事情聴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。
- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。
(入札の取りやめ等)
- 第19条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。
- 2 電子入札システムに予期せぬ障害が発生したときは、電子入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
(入札の辞退)
- 第20条 入札参加者と認められた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者と認められた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
- 1 入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、システム障害等のために電子入札システムを利用できないときには、電話等により支出負担行為担当者に申し出ること。
 - 2 入札書を紙により提出する入札参加者が辞退するときには、次のとおり申し出ること。
 - ア 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
 - イ 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の入札参加等において不利益な取扱いを行うことはありません。
(不正行為に伴う損害賠償等)
- 第21条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。
(工事費内訳書の提出等)
- 第22条 入札書提出時に工事費内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければなりません。
また、入札書を紙により提出する場合は、入札執行時に工事費内訳書の提出を求めますので、参加するすべての入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。
- 2 入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は、工事費内訳書を封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。
 - 3 工事費内訳書には、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。
 - 4 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
 - 5 第7条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。
 - 1 工事費内訳書の提出がない場合
 - 2 工事費内訳書の記載金額（合計金額）その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
 - 3 入札書を紙により提出する場合において、工事費内訳書に記名押印がない場合
 - 4 入札書を紙により提出する場合において、入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が工事費内訳書を提出した場合
 - 5 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
 - 6 見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合
 - 6 前項により入札が無効となった場合は、第9条に掲げる再度入札に参加できません。